

禁煙治療のご案内(健康保険適用)

ニコチン依存症管理料について

当院では、健康保険を利用した禁煙治療を行っております。
医師の診察のもと、禁煙をサポートいたします。

禁煙治療の対象となる方

以下のすべてに該当する方が対象です。

- ニコチン依存症と診断された方
- 直ちに禁煙する意思がある方
- 禁煙治療について文書により同意された方
- スクリーニングテスト(TDS)で基準を満たす方
- 喫煙指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が一定以上の方

※詳細は医師にご相談ください

■ 治療内容

- 医師による診察
- 禁煙補助薬の処方(内服薬)

■ 治療期間

標準:約12週間(計5回の通院)

■ 当院の体制

当院は厚生労働省の定める施設基準に適合し、ニコチン依存症管理料の届出を行っております。

敷地内全面禁煙

詳しくはスタッフまでお声がけください。